

令和8年度第1回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会

次 第

日時：令和8年8月3日（月）午後6時～

場所：朝霞市総合福祉センター はあとぴあ会議室

1 開 会

2 議 題

（1）朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について

・令和8年度取組予定等について

（2）その他

3 閉 会

（配布資料）

1 朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会委員名簿

2 朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況(R8)

様式第 7 号（第 17 条関係）

審議会等委員名簿（令和 7 年 4 月 1 日現在）

審議会等の名称		定数
朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会		8 人
委員の氏名	職	備考（構成等）
竹村 聡	座長	朝霞市職員（障害福祉課長）
相河 孝充	副座長	手話サークル会員
戸田 康之		知識経験者
高杉 充		聴覚障害者団体会員
烏居 功		朝霞市社会福祉協議会職員
大村 直人		朝霞市社会福祉協議会職員
山崎 有里子		登録手話通訳者
大井田 和恵		朝霞市職員（障害福祉課）

特記事項

設置根拠 朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会設置要領

事務局・担当（福祉部 障害福祉課 障害給付係）

会議の公開状況（原則公開）

次回の改選等の予定（令和 9 年 4 月）

【令和8年度】朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況(報告)

資料2

朝霞市日本手話言語条例第8条に規定する施策の推進方針に基づき、施策を推進してきました。

(令和8年7月1日現在)

事項	推進方針に掲げる施策	実施した具体的な取組み
1 日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策	(1)日本手話及び日本手話を使用する者に対する理解を促進するため、講演会を開催する。	日時:令和8年8月19日(水) 午後1時から3時まで 場所:朝霞市市民会館ゆめばれす ホール 講師:丸山 正樹(まるやま まさき)氏(小説家) 内容:講演、対談(戸田 康之氏)
	(2)日本手話がろう者の言語であることを市民に対し周知するため、リーフレット等を作成し配布する。	・朝霞市日本手話言語条例リーフレット配布
	(3)市の広報紙やホームページなどを活用し、日本手話の普及を行う。	・広報あさかに「日本手話情報コーナー」を継続掲載(平成28年5月号より掲載開始) ・市ホームページに「朝霞市日本手話に係る施策の推進方針」を掲載 ・市ホームページに「朝霞市日本手話言語条例リーフレット」を掲載 ・9月23日「手話言語の国際デー」に市役所庁舎前広場大ケヤキのブルーライトアップを実施
	(4)市民が日本手話に親しむことができるよう、日本手話に関する講座や講習会を開催する。	・「あさか学習おとどけ講座」を実施(※要望あれば) ・「手話体験講座」を開講 7月24日、31日、8月7日、21日(金曜日) 全4回 ※小学生以上の市民が対象 受講生10人
2 日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策	(1)市主催の各種行事を行う際に手話通訳者を配置するよう努める。	・市主催の各種行事における手話通訳者の配置、ヒアリングループ(磁気ループ)、要約筆記及び耳マークの適切な設置についての周知を庁内各課へ通知
	(2)市議会の会議の際に必要な応じて手話通訳者を配置するものとする。	・傍聴者が手話通訳を希望した場合、事前に予約をすることで、本会議及び各常任委員会場で手話通訳設置が可能(平成31年3月、令和元年6月、12月に傍聴依頼あり) ※令和8年度は現時点で依頼なし
	(3)市の公共施設等において日本手話による対応ができる体制を目指し、職員等に対し、日本手話の研修を実施する。	・初級職員・上級職員・主任研修に手話講座を実施(講師協力:朝霞市聴覚障害者協会) ・「障害者差別解消法」及び「朝霞市日本手話言語条例」に係る職員研修を実施予定
	(4)保育園、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、子供たちや教職員等が日本手話に親しみ、学ぶ機会を提供する。	・市内小学校(4年生)を対象とした総合学習において、手話学習を実施 (講師協力:朝霞市聴覚障害者協会) 実施済 6小、10小 実施予定 3小、4小、9小

(令和8年7月1日現在)

事項	推進方針に掲げる施策	実施した具体的な取組み
	(5)事業者に対し日本手話の周知を行い、学ぶ機会を提供する。	・朝霞市日本手話言語条例リーフレットを設置。 (市内公共施設、朝霞警察署、朝霞消防署・分室、朝霞保健所、ハローワーク朝霞、すずらん、みつばすみれ学園、すわ緑風園、あさか向陽園、朝霞市商工会、朝霞県土整備事務所)
	(6)その他	・聴覚に障害のある人(手話が必要な人)が電話リレーサービスを使用して市ホームページから、市役所本庁舎窓口等に手話で問合せができるように手話リンクを導入。(令和7年8月25日から)
3 日本手話を使用することができる環境整備のための施策	(1)日本手話を必要とする市民が市役所等で日本手話を使用することができるよう、手話通訳者を配置する。	・平成25年6月 手話通訳者設置開始(対応範囲:庁舎内、保健センターまで) ・令和2年度より設置手話通訳者1人増員し2人体制で対応が可能となった。
	(2)手話通訳者等派遣事務所の体制の整備に努める。	・平成28年4月1日 朝霞市手話通訳者等派遣事務所の専任手話通訳者(一般非常勤)1名を正職員として採用し、専任手話通訳者(正職員)2名体制とした。
	(3)保育園・幼稚園・小学校・中学校において手話が必要な子供及び保護者等に対する支援に努める。	・入学式や卒業式、授業参観や懇談会など、学校行事の際に、手話が必要な保護者がいる場合、主催する学校側が朝霞市手話通訳者等派遣事務所に手話通訳者の派遣依頼を行う。
4 手話通訳者の養成及び確保のための施策	(1)手話通訳者を養成するため、手話講習会等を開催する。	・令和8年度手話講習会 実施内容(予定) (昼コース)前期…中級(12人受講)、後期…養成前半 (夜コース)前期…養成後半(6人受講)、後期…フォローアップ ・朝霞市登録手話通訳者試験…12月実施予定 ※令和8年7月1日現在、朝霞市登録手話通訳者は10人 ・令和7年度ろう通訳者・フィーダー養成講習会を実施 ろう通訳者9人、フィーダー7人登録 ※令和8年4月から派遣開始
	(2)手話通訳者の技術向上を目的として、研修に参加する機会を提供する。	・朝霞市登録手話通訳者研修:年4回程度で実施予定 ・埼玉県 市登録手話通訳者研修:年1回実施
	(3)手話通訳者の健康に配慮するため、頸肩腕健診を受ける機会を提供する。	・年1回実施